

# 市民参加実施予定シート

担当課：道路管理課

予定  
令和7年4月1日時点

## (1) 市民参加の手続の実施予定について

事業 タイトル	流山市自転車駐車場条例の改正	市が考える 市民等への影響	<メリット> 自転車駐車場の健全な財政運営を確保し、もって施設の利便性を向上させる。 <デメリット> 利用者の金銭的な負担が増える。		
正式名称	流山市自転車駐車場条例の一部を改正する条例の制定				
概要	流山市自転車駐車場の使用料は、流山市自転車駐車場条例（平成20年3月24日施行）によって定められているが、これまで全面的な見直しを実施していなかった。このため施設の立地条件や利用率などを踏まえた料金設定が現況にそぐわず、不健全な収支が続いていることから、受益者負担の観点から適切な使用料に改定する。			上位計画の有無	無（流山市独自）

## (2) 市民参加の対象事項について ※該当する項目を黒塗り（■）

市民参加の対象事項に該当するもの（条例第5条第1項及び第4項）		市民参加の手続を実施しないもの（第5条第2項の規定）	
<input type="checkbox"/>	(1) 基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更	<input type="checkbox"/>	(1) 軽易なもの
<input checked="" type="checkbox"/>	(2) 行政の運営に関する基本方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃	<input type="checkbox"/>	(2) 緊急に行わなければならないもの
<input type="checkbox"/>	(3) 公共施設の設置に係る計画の策定又は変更	<input type="checkbox"/>	(3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準により行うもの
<input type="checkbox"/>	(4) 市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃	実施しない詳しい理由	
<input type="checkbox"/>	(5) 条例以外で定める市民が納付すべき金銭のうち、規則で定めるものの額の設定又は改定に係る基本方針の策定又は変更		
<input type="checkbox"/>	第5条第4項の規定により、対象事項ではないが、市民参加を行う場合		

## (3) 市民参加の方法について

市民参加の方法（条例第6条第1項）						
実施方法	実施予定時期	参加が期待される市民等	関連するHPの広報ID	その他特記事項	左記の市民参加の方法を選択した理由・実施時期（流れ）を選択した理由	
複数 実施	審議会等	R6/6/21：第1回審議会 R6/7/24：第2回審議会 R6/10/18：第3回審議会 R7/9（予定）：第4回審議会	審議委員 （専門家、公募の市民等）	1009681	流山市自転車駐車対策審議会	流山市自転車駐車対策審議会は、自転車駐車対策に関し必要な調査及び審議を行い、市長に答申し、又は建議する機関として設置しているため。
	パブリックコメント手続	R6/9/1～R6/9/30	市民等	1047090		パブリックコメントの実施により、自転車駐車場の利用者のほか、広く市民等より意見を聴取できるため。
	その他(アンケート調査)	R6/8/22～R6/8/29	市民等		アンケート調査	市内における自転車駐車場の利用実態を把握するとともに、本改正にて変更となる各項目の利用需要等を把握するため。

## (4) 市民参加のスケジュール（予定）

令和5年度		令和6年度											令和7年度		
4～9月	10月～3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4～9月	10月～3月
		← 市民委員の選考 →				● 審議会（第1回）	● 審議会（第2回）	← アンケート →	● 審議会（第3回）					● 審議会（第4回）	
								← パブリックコメント →							

## (5) 当初予定からの変更履歴 ※変更があった場合のみ記入

変更項目	変更日	変更内容・理由	変更項目	変更日	変更内容・理由
スケジュール	R6/6/21、7/24、10/18	開催日が確定したため。			
アンケート	R6/8/22～8/29	自転車駐車場の利用実態について、幅広い年齢層から広く意見を収集するため実施した。			
審議会等（スケジュール）	R7/9	審議会にて条例改正による結果報告を行うため。			